

【吹田市】

			重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
共通基準			①蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源（ネオン管に限る。）が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと（重点制限区域に限る）。		
(ア)屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/3以内	建築物の高さの 1/3以内	建築物の高さの 2/3以内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	壁面の 1/10以内	—	—
(イ)壁面広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/2以内	建築物の高さの 1/2以内	建築物の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	取付壁面の 1/5以内	取付壁面の 1/5以内	取付壁面の 1/5以内
	総表示	面積	1建築物につき 30㎡以内	1建築物につき 50㎡以内	—
(ウ)突出広告物			・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上） ・掲出個数：1建築物につき2個以内	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.5m以内 ・道路上へ 1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上（歩道上は2.5m以上）
(エ)地上設置型広告物	上端の高さ		地上から最上端までの距離10m以内	地上から最上端までの距離15m以内	地上から最上端までの距離15m以内
	一基当たり	面積の合計（各面）	20㎡以内	30㎡以内	40㎡以内
(オ)塀・柵その他の工作物に設置するもの	一基当たり	縦	高さの範囲内	高さの範囲内	高さの範囲内
		表示面積	表示される面の面積の 1/2以内	—	—

許可区域名	該当する用途地域
重点制限区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
一般制限区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域
制限緩和区域	商業地域 近隣商業地域

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物の許可基準

	電柱又は電話柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する 広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	縦：1.2m以内	縦：1.5m以内	縦：0.45m以内
	横：0.45m以内	横：電柱又は電話柱の円周の範囲内	横：0.45m以内
掲出位置	地上から最下端までの距離： 4.7m以上 (歩道上は3.0m以上) 電柱との間隔：0.15m以内	地上から最下端までの距離： 1.2m以上	地上から最下端までの距離：0.7m以上
掲出数	電柱又は電話柱1本につき1個	電柱又は電話柱1本につき1個	道路等の進行方向の正面に掲出しないこと
色彩等	・地色は、白色又は白以外の色で彩度が3以下		・地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色（看板の場合に限る。）

車両を利用する広告物の許可基準

車両の種類	表示の方法	
電車	1車両当たりの表示面積： 8.0㎡未満	・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・車体各面の表示面積：4.0㎡以内
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス	1車両当たりの表示面積： 4.0㎡未満	・側面：1.5㎡以内/1面、後面：1.7㎡以内 ・各面の掲出個数：2個以内 ・前面に表示しないこと ・窓又はガラス部分に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしくないものとする
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	・消防車・救急車と紛らわしくないものとする	

広告景観特定地区（万博公園周辺地区）の許可基準

屋上広告物	縦	建築物の高さの1/3以内
	横	建築物の幅の範囲内
壁面広告物	縦	建築物の高さの範囲内
	横	建築物の幅の範囲内
	表示面積	取付面積の1/5以内
突出広告物	・上端は、取付壁面の高さを超えないこと ・取付壁面から1.5m以内 ・道路上へ1.0m以内 ・地上から最下端まで距離4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	
地上設置型広告物	・地上から最上端までの距離15m以内 ・表示面積40㎡以内	
塀、柵その他の工作物に設置するもの	・工作物等の高さの範囲内	